

手続きの流れ

申請者

内子町

1 事業者と契約

2 事前申込書（様式第1号）を提出

必ず **着工前** に提出してください。
着工後の申込は補助対象外となりますのでご注意ください。

事業者に手続きの代行を委任する場合は、あわせて別紙「委任状」の提出が必要です。

3

内容を審査後、
受付番号通知書を送付

4 工事着手

事業内容を変更するとき、または事業を中止するときは、事前申込変更・中止届出書（様式第4号）を提出してください。

5

内容を審査後、事前申込変更・中止承認通知書を送付

6 事業完了後、補助金交付申請書（様式第5号）を提出

「事業完了後」は、工事、代金の支払い、設備（住宅）の引渡しのが完了した後のことです。

添付書類に不足がないか、十分ご確認ください。

7

内容を審査後、現地確認を行い交付決定通知書を送付

8 請求書を提出

9

請求書受領後、口座振込により補助金を交付